

ぐるーぷほーむ やまと
グループホーム やまと
きょうどうせいかつえんじょじぎょう
共同生活援助事業

うんえいきてい
運営規程

しゃかいふくしほうじんわかたけだいちゅかい
社会福祉法人若竹大寿会
ぐるーぷほーむ やまと
グループホーム やまと
きょうどうせいかつえんじょ
共同生活援助
じぎょうしょばんごう だい
(事業所番号 第1420201079)

きょうどうせいかつえんじよじぎょう かいご ほうかつがた うんえいきてい
共同生活援助事業（介護サービス包括型）運営規程
ぐるーぷほーむ やまと

じぎょう もくてき
(事業の目的)

だいいちじょう しゃかいふくしほうじん わかたけだいじゆかい せつちけいえい ぐるーぷほーむ やまと (以下「事業所」という。) が行う障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (以下「法」という) に基づく共同生活援助事業 (以下「事業」という。) は、生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用し地域での生活を望む知的障がい者、身体障がい者に対し、日常生活における適切な介護、支援等を行うことにより、知的障がい者、身体障がい者 (以下「利用者」という。) の自立生活を助長することを目的とする。

うんえい ほうしん
(運営の方針)

- だいじじょう じぎょうしよ じゆうぎょうしゃ りようしゃ ちいき きょうどう じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ
第2条 事業所の従業者は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて入浴、排せつ又は食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を共同生活住居 (サテライト型住居を含む。) において、適切に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、前3項のほか、関係法令等を遵守する。

じぎょうしよ めいしやうなど
(事業所の名称等)

だいさんじょう じぎょう おこな じぎょうしよ めいしやうおよ しょざいち つぎ
第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

めい しょう	ぐるーぷほーむ やまと
しょざいち	よこはましかながわくかんだいじよんちやうめ

じゆうぎょうしゃ しょくしゆ いんすうおよびしょくむ ないやう
(従業者の職種、員数及び職務の内容)

だいよんじょう じぎょうしよ きんむ じゆうぎょうしゃ しょくしゆ いんすうおよびしょくむないやう つぎ
第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1 管理者1名 (常勤職員)

かんりしや じぎょうしよ じゆうぎょうしやおよ ぎやうむ かんり いちげんてき おこな じゆうぎょうしや うんえい
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

2 サービス管理責任者1名 (常勤職員)

サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成の業務のほか、事業所に対する共同生活援助の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

3 世話人2名（常勤職員2名）

食事の提供、健康管理・金銭管理の援助等日常生活に必要な援助を行うものとする。

また、利用者について、生活介護事業所、就労継続支援（B型）事業所等との連携及び調整並びに余暇活動について、利用者が自立した社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする。

4 生活支援員2名（常勤職員2名）

入浴、排せつ、食事等の介護を行うものとする。

(入居定員)

第5条 当事業所における入居定員は、7人とし、男性限定とする。

2 前項の定員及びユニットの入居定員並びに居室の定員を遵守する。

ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、定員を超えて利用者を受け入れることができるものとする。

(共同生活援助の内容)

第6条 共同生活援助の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排せつ及び食事の介護
- ② 相談
- ③ 食事の提供
- ④ 健康管理・金銭管理の援助
- ⑤ 余暇活動の支援
- ⑥ 財産管理
- ⑦ 急病等緊急時の対応
- ⑧ 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等の代行

(利用者から受領する費用の額及びその他の費用の額)

第7条 共同生活援助を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該共同生活援助が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

ただし、市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

2 前項の支払いを受ける額のほか、つぎの各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けすることができる。

① 家賃1ヶ月：

階数	居室番号	ちんりょう 賃料 （課税世帯の あい 合）	がいてう まる 該当に○	ちんりょう 賃料 （非課税世帯の あい 合）	がいてう まる 該当に○
1階	101	67,140円		57,140円	
1階	102	67,140円		57,140円	
2階	201	67,640円		57,640円	
2階	202	68,140円		58,140円	
2階	203	66,140円		56,140円	
2階	205	66,640円		56,640円	
2階	206	67,140円		57,140円	

[横浜市が援護の実施主体の場合]

≒470,000円－177,000円（横浜市家賃補助）÷7人（入居者数）（1円単位切り上げ）

（家賃1ヶ月）

階数	居室番号	ちんりょう 賃料 （課税世帯の あい 合）	がいてう まる 該当に○	ちんりょう 賃料 （非課税世帯の あい 合）	がいてう まる 該当に○
1階	101	41,860円		31,860円	
1階	102	41,860円		31,860円	
2階	201	42,360円		32,360円	
2階	202	42,840円		32,840円	
2階	203	40,860円		30,860円	
2階	205	41,360円		31,360円	
2階	206	41,860円		31,860円	

*但し、その他自治体の助成額により、上記の金額と異なる場合があります。

② 食材料費：25,000円（実費精算）

③ 光熱水費：15,000円（実費精算）

④ 日用品費：5,000円（実費精算）

⑤ 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前2項の諸費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付するものとする。

4 前2項の諸費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して事前にサービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 利用者が共同生活援助の提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもら
よう説明を行うものとする。

- 健康維持のため、その日の内に就寝しましょう。
- 2週に1度、居室のクリーンデイを設定します。各自部屋の掃除をしましょう。必
要があれば世話人がお手伝いします。
- お酒は飲み過ぎないようにして下さい。その他、暴力行為や他の人の迷惑になる行
動はしないで下さい。
- 健康で和やかに過ごせるよう、お互いにルールを守りましょう。

(緊急時等における対応方法)

第9条 利用者について、病状の急変が生じた場合、その他緊急事態が生じた場合は、
速やかに医療機関、家族への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告す
るものとする。

(非常災害対策)

第10条 共同生活援助の提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は利用
者の避難等適切な措置を講ずる。また、防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立
て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、
災害時には、避難等の指揮をとる。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な
訓練を定期的に行うものとする。

(契約時の文書の交付)

第11条 利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項
を記した文書を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する地域生活援助の内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交
付するものとする。

(個別支援計画の作成)

第12条 事業者は、入居者の個別支援計画を作成し、これにもとづいたグループホーム
サービスを提供するものとします。

2 事業者は前項の個別支援計画について、次の業務をサービス管理責任者に行わせるものと
します。

- ① 入居者について解決すべき課題を把握し、入居者の意向を踏まえた上で、グループ

ホームサービスの目標及びその期間、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ個別支援計画を、入居前に作成すること。

- ② 前号の個別支援計画については、その内容を記した書面を入居者に交付説明し、内容の確認ならびに記名押印を受けること。
- ③ 個別支援計画に基づいたサービス提供の現況等については、少なくとも6ヶ月に1回、もしくは入居者・家族・親族等の要請があったときは調査・評価すること。
- ④ 前号の調査・評価の結果、個別支援計画変更の必要があると認められる場合は、入居者と協議して計画を変更することにし、その内容を記した書面を入居者に交付・説明し、内容の確認ならびに記名押印を受けること。

(サービス提供の記録)

第13条 共同生活援助を提供した際は、その提供日、内容、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第14条 管理者は、従業員の勤務の体制を定めるとともに、従業員の資質の向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- ① 採用時研修 採用後1箇月以内
(個人情報、記録、ひやりハット、権利擁護、虐待防止等)
- ② 継続研修 随時
- ③ その他必要において随時

(衛生管理)

第15条 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、感染症の予防に関しても必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(重要事項の揭示)

第16条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を揭示するものとする。

(守秘義務)

第17条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

2 従業者は退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報^{こじんじょうほう}を保護するため、これらの個人情報^{こじんじょうほう}を漏らさない旨を従業者との雇用契約^{こようけいやく}に明記する。

（苦情解決）

第18条 共同生活援助^{きょうどうせいあくつえんじょ}の提供^{ていきょう}に対する利用者からの苦情^{くじょう}に迅速かつ適切^{てきせつ}に対応するため、相談窓口^{そうだんまどぐち}の設置^{せっち}その他必要^{たひつよう}な措置^{そちこう}を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

第19条 利用者に対するサービス^{りようしや}の提供^{ていきょう}により事故^{じこ}が発生した場合^{はっせい}には、速やかに当該利用者^{りようしや}の家族^{かぞく}、社会福祉法人^{しゃかいふくしほうじん}、若竹大寿会法人本部^{わかたけだいにじゅかくほうじんほんぶ}、県^{けん}、市区町等^{しくちやうとう}に対して連絡^{れんらく}を行うとともに、必要^{ひつよう}な措置^{そちこう}を講じる。

2 サービスの提供^{ていきょう}に伴って当事業所^{とうじぎょうしよ}の責め^{せき}に帰すべき事由^{じゆう}により賠償^{ばいしょう}すべき事故^{じこ}が発生した場合^{はっせい}には、速やかに損害賠償^{そんがいばいしょう}を行う。

3 当事業所^{とうじぎょうしよ}は、前項^{ぜんこう}の損害賠償^{そんがいばいしょう}のために損害賠償責任保険^{そんがいばいしょうせきになほけん}に加入する。

（事業の主たる対象とする障害の種類）

第20条 共同生活援助事業^{きょうどうせいあくつえんじよじぎょう}について、主たる対象者^{しゆ}は以下のとおりとする。

身体障害者^{しんたいしやうがいしや}（肢体不自由^{したいふじゆう}、視覚障害^{しかくしやうがい}、聴覚・言語障害^{ちやうかく げんごしやうがい}、内部障害^{ないぶしやうがい}、細分なし^{さいぶんなし}の別）

知的障害者^{ちてきしやうがいしや}

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第21条 事業所^{じぎょうしよ}は、利用者^{りようしや}の人権^{じんけん}の擁護^{ようご}、虐待^{ぎやくたい}の防止^{ぼうし}等^{とう}のため、次の措置^{つぎ}を講ずるものとする。

(1) 虐待防止^{ぎやくたいぼうし}に関する責任者^{かん}の選定^{せきにんしや}及び設置^{せんていおよ せっち}

(2) 成年後見制度^{せいねんこうけんせいど}の利用支援^{りようしえん}

(3) 従業者^{じゆうぎやうしや}に対する虐待^{ぎやくたい}の防止^{ぼうし}を啓発^{けいはつ}・普及^{ふきやう}するための研修^{けんしゆう}の実施^{じっし}

(4) 虐待^{ぎやくたい}の防止^{ぼうし}のための対策^{たいさく}を検討^{けんとう}する委員会^{いいんかい}の定期的な開催^{ていきてき}及びその結果^{かいさいおよ}について従業者^{じゆう}への周知^{けっか}徹底^{じゆう}

業者^{ぎやうしや}への周知^{しゆうちてつてい}徹底

（感染症対策に関する事項）

第22条 事業者^{だいにじゆう}は、事業所^{じぎょうしや}において感染症^{じぎょうしよ}の発生^{かんせんしやう}及びまん延^{はっせいおよ}しないように、次の措置^{えん}に努めるものとする。

(1) 事業所^{じぎょうしよ}における感染症^{かんせんしやう}の予防^{よぼう}及びまん延^{および}の防止^{えん}のための対策^{ぼうし}を検討^{たいさく}する委員会^{けんとう}の

定期的な開催^{ていきてき}及びその結果^{かいさいおよ}について従業者^{けっか}への周知^{じゆうぎやうしや}徹底^{しゆうち}

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

(3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定に関する事項)

第23条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置に努めるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施するものとする。

(その他)

第24条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人若竹大寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。